

# 教 務 規 定

聖光高等学校通信制教務部  
平成15年3月制定

## 第1款 単位認定・成績評価に関する規定

### 第1条（目的）

この規定は、教科・科目、その他の単位認定及び成績評価に関する規準を示したものであるが、同時に生徒の学習意欲の向上と学習効果の発展・向上を図ることを目的とするものである。

### 第2条（単位の履修・修得）

本校所定の教育課程の中から、高等学校学習指導要領に定める必修科目をふくむ74単位以上の単位を履修・修得するものとする。

### 第3条（単位の認定）

単位認定は各学期末に行い、学期末の成績判定会議の審議を経て校長が決定する。なお、次の規準に達しないときは単位を与えることはできない。

- 2 レポートが高等学校学習指導要領（以下指導要領という）に示された枚数を提出していない場合。
- 3 面接指導が指導要領に示された回数を加味した本校規定の最低面接指導回数を満たしていない場合。
- 4 単位認定試験において、25点に満たないとき及び追試験で合格しないとき。
- 5 学習状態が不良であり教科担当において単位を与えることができないと認めるとき。

### 第4条（単位認定試験）

単位認定試験は、原則として、定められた期限までに、必要枚数のレポートが提出され、最低面接指導回数を満たし、定められた日時までに考査料が納入されている場合に、その資格が与えられる。以下の通り学期末に実施する。

- ・ 前期単位認定試験（9月）
- ・ 後期単位認定試験（3月）
- ・ 前期単位認定卒業試験（8月）
- ・ 後期単位認定卒業試験（2月）

### 第5条（学習成績の評価）

学習評価に関しては、絶対評価とし、各教科がそれぞれ学習目標に対する成果（評価規準）を4つの観点「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」から評価する。これをもとに各教科で事前に評価方法（評価規準）を定め、総括的に学習成績点を算出し評価する。

- 2 具体的の評価方法として、レポート、出席率、単位認定試験、授業評価等を総合的に判断し、120点満点で学習成績点を算出する。

3 実技を含む教科においては、実技の評価の加味し学習成績点を算出する。

#### 第6条（5段階評定及び単位認定）

生徒の指導要録に記載する5段階評定については、次のように換算する。

##### 本校単位制通信制規定

5段階	1	2	3	4	5
得点	0～24	25～49	50～79	80～99	100～120

2 その科目の成績評定が「2」以上のとき、単位認定会議を経てその科目の修得を認定、所定の単位を与える。

3 日常の学習状況が著しく良好または不良で顕著な理由がある場合で、単位認定会議で認められた場合には評定に±1を増減することができる。

#### 第7条（特別試験）

正当な理由により、単位認定試験を受験できなかった生徒は、追試験までの間に「特別試験」を行うものとする。

2 正当な理由とは以下の通りである。

(1) 公欠扱いの者（大学受験、就職試験等）

(2) 災害に遭い出校不可能なもの

(3) 交通機関の事故による者

(4) 忌引の者

(5) 学校保健法・法定伝染病予防法により出校停止を命じられた者

(6) 病欠欠席の者

(7) その他の理由で正当であると認めたもの。

3 特別試験の素点の換算は次の通りとする。

(1) 上記「正当な理由とは」の(1)～(5)に該当する場合は試験の素点の10割以下とする。

(2) 上記「正当な理由とは」の(6)～(7)に該当する場合は試験の素点の9割以下とする。

(3) その他の理由若しくは届出のない場合には、素点の8割以下とする。

4 特別試験を受験できなかった場合には、該当科目を0とし追試験を受ける機会が与えられる。

5 1年以上の不登校の生徒に関しては、事前に連絡のあった場合90%以上とする。

#### 第8条（追試験）

単位認定試験及び特別試験での学習評価が、未認定の者に対して、次の各号により単位追認の為の試験を行い、本人の反省と努力の機会を与えることができるものとする。

2 学習成績不良による不合格者に対して、学期末までに追試験を実施する。

3 追試験は学校長の任命した審査委員（科目担当・学級担任・教務）により行う。

- 4 正当な理由がなく、追試験の受験を放棄したときは再履修となる。
- 5 追試験を受験をしようとするものは別途に定める受験料を納入しなければならない。
- 6 追試験による単位認定科目の5段階評定は、追試験における得点の多寡に関わらず2とする。
- 7 追試験の合格規準は50点以上を標準とし、各教科ごとで単位修得に値する規準を設定する。
- 8 追試験の結果、合格規準値に足りない者若しくは学習意欲の不足していると認められる者に対しては単位を追認せず、次年度の再履修の機会を与えるものとする。
- 9 その他特別な理由により受験できなかった場合は、別途会議で審議の上追試験を実施するか否かを決定する。

#### 第9条 (試験における注意事項)

単位認定試験・特別試験及び追試験において次の事項を適用する。

- 2 単位認定試験及び特別試験において不正行為を行った者については、該当試験期間に受験したすべての科目の得点を0とする。
- 3 単位認定試験及び特別試験において不正行為に準ずる行為を行った者については、該当科目を0とする。
- 4 単位認定試験及び特別試験において、不正行為による及び不正行為に準ずる行為により試験の得点が0となった場合、追試験を受ける機会が与えられる。
- 5 追試験において不正行為若しくは不正行為に準ずる行為が行われた場合、該当科目を0としの再履修の機会を与えるものとする。
- 6 試験において、15分以内の遅刻者のみ受験の機会を与えることができるが、特別な理由の者を除き素点の9割以下とする。
- 7 受験に際し正当な理由で欠席若しくは遅刻した者は事前の届出若しくは事後報告をしなければならない。

#### 第10条 (面接指導 (スクーリング))

面接指導の出席は、本校で定めた最低面接指導回数に出席することを必要とする。  
(最低面接指導回数は別に定める。規定別表1)

- 2 平常の面接指導時間において15分以内の遅刻のみ入室することができる。  
15分を超える遅刻者は欠課扱いとなる。また、遅刻が2回におよぶとそのうち1回を欠課扱いとする。
- 3 法廷伝染病による出席停止、忌引、一般交通機関の延着、公務欠席等も単にある欠席とし、出席扱いにはできない。ただし、評価及び皆出席規定による結果からは除外する。
- 4 特別な理由により出席できない場合において、十分な向学心があると認められる者については、スクーリング日以外に面接指導を行うことができる。学習計画を作成し指導に当たることを必要とする。また、皆出席扱いには該当できない。

#### 第11条（特別集中スクーリング）

学期末までの面接指導において、最低面接指導回数を満たすことができない生徒に対して、特別集中スクーリングを開講し受講する機会を与えるものとする。

- 2 特別集中スクーリングのみで最低面接指導回数を満たすことはできない。
- 3 学期途中の転編入の生徒に対しては、特別集中スクーリング受講により、最低面接指導回数を満たすことができる。

#### 第12条（放送視聴）

面接指導出席の代わりに、各教科が選定する放送番組を視聴し、レポート提出することにより1単位時間の出席扱いにすることができる。

- 2 放送視聴が認められる単位時間は本校規定の最低面接指導回数の6/10までとする。また、複数の視聴覚機器を活用する場合には、8/10までとすることができる。
- 3 放送視聴の内容はNHK教育講座及びその他の教育的内容の視聴教材とする。
- 4 放送視聴のレポートの評価は、合格・不合格の2段階とする。
- 5 放送機器については、テレビ・ラジオ・その他の多様なメディアを活用するものとする。

#### 第13条（再履修）

単位不認定科目は再履修することができる。また、レポート・スクーリング出席時間も翌年にかぎり持ち越すことができる。

- 2 卒業年次における単位不認定の科目が出た場合には、原則として翌年再履修とするが、本人の強い希望及び科目修得が可能な状態であると判断した場合において、再履修をさせることができる。但し各学期2科目以内とし、3科目については、審議を要する。履修料については、規定に準ずる。  
また、レポート・出席の学期における繰り越しはできない。

#### 第14条（卒業の認定）

卒業の認定は、次の各号の条件を満たした者について卒業判定会議の審議に基づいて校長が行う。

- ① 高等学校の在籍期間が通算して3カ年以上であること。
- ② 必履修科目が全て履修されていること。
- ③ 修得単位数の合計が74単位以上であること。
- ④ 特別活動へ30単位時間以上の出席をした者であること。
- ⑤ 6ヶ月以上本校通信制課程に在籍した者であること。

#### 第15条（その他の単位認定）

その他の単位認定については、以下の通りとする。

- 2 学校教育法施行規則第63条の4に関わる単位授与の特例については、以下の通り適用する。  
①他の高等学校若しくは高等専門学校で修得した科目を、本校で卒業するために必要な単位として認めることができる。

- ②大学・高等専門学校又は専修学校、公民館その他の社会教育施設において継続的に開設する講座等における修学を認めることができる。
- ③知識及び技能に関する審査で（文部科学大臣が別に定めるところの）合格に関わる修学を認めることができる。
- ④ボランティア活動その他これに類似し継続的おられる活動の修学を認めることができる。
- 3 上記の特例による単位授与は、合計で30単位以内とし、学修の手だてが明らかなものについてのみ単位の認定ができるものとする。
- 4 高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定」）に合格した場合は、本校教育課程内教科・科目及び該当単位数に限り、合格科目の単位を認定することができる。
- 5 前項の認定は該当年度履修登録した教科・科目のみに適用され、その適用は同一年度内3科目までとする。
- 6 単位認定を希望する者は、「高卒認定」認定願いと認定料、高卒認定合格証明書を提出されたときに、学期末の単位認定時にこれを認定する。ただし、評価は行わず指導要録備考欄にその旨を記入し単位数を記載する。
- 7 上記の単位認定は、所定の手続きの後単位認定会議を経て学校長が認定する。
- 8 その他単位認定に関し上記各項に該当しない事項については、単位認定会議で審議の上、校長が決定をする。

附則 1 第15条第1項第3号及び第4号に関わる各種技能における検定試験や、文部科学大臣が定めた試験に合格した場合、合格した技能に関連する科目について、増加単位として加えることができる。

2 増加単位の認定を希望する者は、技能審査試験終了後に所定の様式に認定料を添えて届出るものとする。

## 第16条（特別活動）

特別活動の認定時数は下表の通りとする。

特別活動の内容		最大認定時間数
(1)ホームルーム活動	LHR（合同HRを含む）	1時間
(2)生徒会活動	生徒総会	1時間
	生徒会役員会	1～2時間
	学園祭（愛校祭、文化祭）	4時間
	式体育祭、体育記録会	科目の出席+1
(3)学校行事等	文化的な活動（顧問指導の場合のみ）	1時間
	体育的な活動（顧問指導の場合のみ）	1時間
	入学式、創立記念式	1時間
	卒業式	1時間
	卒業式予行	1時間
	始業式、終業式、	1時間
	県通信制体育大会	科目の出席+1
	全国定通体育大会	4時間（1日につき）

	校内生活体験発表大会発表者	2 時間
	校内生活体験発表大会出席者	1 時間
	中国生活体験発表大会出場者	4 時間 (1 日につき)
	全国生活体験発表大会出場者	4 時間 (1 日につき)
	修学旅行、野外活動	4 時間 (1 日につき)
	ボランティア活動	4 時間 (1 日につき)
	教師指導の場合、事前の許可と主催機関等の証明あるもの	指導時間数
(5) その他	読書感想文等の作成	1 時間
	教育テレビ	1 時間

- 2 卒業に必要な時間は 30 単位時間以上とする。
- 3 第 1 項の表に該当しない行事等の認定時間は別に定める。
- 4 行事の内容によっては、科目の出席時間とする。但し特別活動の時間と重複しない。
- 5 転編入学及び転籍の生徒は、受け入れの学期より該当年次の生徒のと同じ時間数とする。

## 第 2 款 入学・転編入学・転籍・科目履修生及び在籍期間に関する規定

### 第 1 条 (入学)

入学試験を実施し、合格者に校長が入学を許可する。

- 2 前期入学試験は、2 月初旬から 4 月中旬の間に数次にわたり実施する。数次の入学試験の中の 1 回については、本校全日制課程の入学試と同時に実施することができる。
- 3 後期入学試験は 9 月下旬に試験を課し、試験日程は該当年度の 4 月末日までに決定するものとする。
- 4 入学許可は、面接試験及び作文試験を課し審査及び書類により、入学者選考会議を経て学校長が行う。
- 5 科目履修生は、学期の区分に従い書類審査・面接を行い選考会議を経て学校長が許可する。
- 6 入学試験不合格者の再受験は、1 年後以降とする。但し事前面談を行い、本人の意志を確認する。

### 第 2 条 (転編入学)

転編入学は入学試験を実施し校長が入学を許可する。

- 2 転編入学については、随時転編入試験を行うものとする。
- 3 転編入学試験は、前条 3 項を適用する。
- 4 前籍校及び本校全日制での修得単位は、すべて本校通信制の卒業すべき単位に加算することができる。
- 5 前期学期途中入学の生徒について、入学後の面接指導回数が本校所定の最低面接指導回数を満たすことができない場合、補習・特別集中スクーリング等でこれ

を補うことができる。

- 6 後期学期途中の場合も第2条第4項に準じる。
- 7 転編入学者で、高等学校在籍期間3年以上に達した時点で卒業条件を満たした者については、学期の区分に従い、卒業判定会議を経て校長が卒業を認定する。
- 8 前項に関して履修単位数が29単位を超えて履修する場合には、1単位あたりの履修料を徴収する。履修できる単位数は半期内面接指導時間割表を勘案し半期内に履修可能な単位数とする。
- 9 本校退学者においても編入試験を受験合格した場合には校長が入学を許可することができる。
- 10 転編入試験不合格者についての再受験は、半年以降、事前面談を行い本人の強い意志を確認後、再度受験の機会を与える。**

### 第3条（在籍期間）

在籍期間に関する規定は以下の通りとする。

- 2 本校通信制課程では、在籍期間を3年以上7年以下とする。
- 3 転編入学者に関しては、前在籍校の在籍期間も含めて3年以上とする。  
ただし、学期の区分に従って在籍させるものとする。
- 4 転・編入学者の在籍不足期間が1ヶ月未満の場合に限り、不足期間に見合う補講を行い在籍不足期間を補うことができる。
- 5 前項で行う補講は、学習及び特別活動その他の教育的活動とし、不足日数を活動するものとし活動結果を記録に残し指導要録に添付する。

### 第4条（転籍）

転籍は次の各号に従い許可するものとする。

- 2 転籍は4月1日を原則とする。ただし、本校全日制課程から通信制課程への転籍は、家庭事情、経済的事情、身体的事情等のやむを得ない事情のある場合はこの限りではない。
- 3 全日制課程からの年度途中の転籍の場合は、通信制課程での就学可能であるとの学級担任の見解を必要とする。なお、転籍における規定は本款2条に準じる。
- 4 通信制課程から全日制課程への転籍は4月1日に限る。以下の条件を満たし会議を経て学校長が決定する。
  - ①全日制への転籍を本人及び保護者が強く希望する者
  - ②1年以上本校通信制へ在籍をしている者
  - ③出席がスクーリング開講数の過半数に出席している者
  - ④転籍を加味したカリキュラムを履修している者
  - ⑤1年間の科目評定平均が3.5以上の者
  - ⑥生活指導面で、特段の問題がなく団体生活に十分適応できると判断した者  
全日制課程での生活に対応するために以下の指導を行う。
    - i) 指導計画を作成し、平日登校を実施する。(教科指導及び教科外指導を行う)
    - ii) 全日制での規則及び頭髪服装指導に準じた指導を行う。
    - iii) 全日制での学校行事へは、見学参加させる。
    - iv) 指導の内容については転籍会議にて、報告をする。

注：この細則は、全日制課程へ転籍をする際、該当生徒が適応できるように継続的に指導するものである。

- 5 全日制課程から通信制課程への転籍の場合は、面接を行い本人に意思の確認をするものとする。
- 6 通信制課程から全日制課程への転籍の場合は転籍料を要する。

#### 第5条 (前籍校の出席に伴う単位認定について)

転入学生において、前籍校の出席に伴う単位認定について以下の通りとする。

- 1 前籍校においての履修が同一科目の場合、引き続き履修をすることができる。
- 2 前籍校での出席回数が前籍校開講時間数の2/3を超えている場合、本校開講回数の6/10を認めることができる。
- 3 上記の規定で最低面接指導回数を満たさない場合は、特別スクーリングを受講して時間数を補うものとする。また、最低面接指導回数を満たす場合にも、各教科の定める規定時間の面接指導を受けなければならない。
- 4 上記の規定において、前期学期末試験での評価のある場合、後期に前期分の科目履修することができる。但し、定められた期間までにレポートの提出をし、定められた特別スクーリングに出席をしなければならない。さらに、単位認定特別試験及び追試験を受験する機会が与えられ、合格することにより単位を修得できるものとする。
  - ① 試験日は別に定めるものとする。
  - ② 特別スクーリングの必要時間は各教科で定めるものとする。
- 5 試験及び単位認定に関しては「単位認定・成績評価に関する規定」を適用する。
- 6 本校全日制からの転籍についても上記の規程を適用する。

#### 第6条 (科目履修)

- 1 科目履修生は、単位修得を目的とした生徒であり、以下の生徒について受け入れるものとし、学期の区分に従い単位を認定する。
  - ① 定時制・通信制併修。
  - ② 全日制課程不足単位者
  - ③ 他の通信制課程に在籍しており、本校開講科目の受講を希望する者
- 2 単位修得に関する学習内容は、本校学則及び教務規定に準ずる。
- 3 科目履修者は、所定の用紙に必要事項を記入し履修料とともに提出する。

#### 第4款 附則

##### 第1条 (規定の変改)

すべての規定の変改及び特別の事情が生じた時には、職員会議において決定する。

##### 第2条

- 1 この規定は、平成15年度より実施するものとする。
- 2 この規定は、平成16年度より一部改訂し実施するものとする。
- 3 この規定は、平成17年度より一部改訂し実施するものとする。
- 4 この規定は、平成18年度より一部改訂し実施するものとする。
- 5 この規定は、平成20年度より一部改訂し実施するものとする。



